

【凡例】 時とき・場場所・内内容・講講師・費費用（記載なしは無料）・対対象・
定定員・持持ち物・注注意事項・申申込み（記載なしは不要）・問問合せ

情報

老齢基礎年金の支給額増額に伴う見直し 介護保険料算定における基準額を一部変更します



◀詳細は
こちら

介護保険料の算定における基準額の一部を令和7年度から変更します。これまで第1・2・4・5段階の人は、年金収入など80万円が基準とされていましたが、令和6年の老齢基礎年金の満額支給額が809,000円となることから、この基準も809,000円へ見直されるものです。

問介護保険課 ☎983・2607

所得段階	所得区分	
	変更前	変更後(令和7・8年度)
第1段階	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	・生活保護を受けている人 ・世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円より多く120万円以下の人	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円より多く120万円以下の人
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第1段階および第2段階以外の人	
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80.9万円以下の人
第5段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税で、第4段階以外の人	

※第6段階以降の所得区分などは市ホームページに掲載しています。

情報

外出時にご活用ください 70歳以上対象「高齢者バス等利用助成券」の配布

市では、70歳以上の市民の外出を支援するため「高齢者バス等利用助成券(以下、助成券)」を配布しており、令和7年度の対象となる人に、3月終わりに発送しました。4月9日(木)までに届かない場合や郵送の対象にならない人で助成券の交付を希望する場合は長寿政策課まで連絡をお願いします。

■助成券の交付について

内100円分として利用できる助成券 30枚

※交付は1年に1回です。

対令和7年1月1日に市に住民票があり、昭和31年4月1日以前に生まれた人

郵送の対象 (①～④のいずれかに該当する人)

- ①令和6年1月～12月に助成券を利用した人
- ②令和8年3月31日時点で満年齢が70歳、71歳、75歳、76歳の人
- ③令和5年1月2日～令和7年1月1日に転入した70歳以上の人
- ④令和6年度中に申出により助成券を受領した人

■利用できる交通機関

バス セセらぎ号、なかざと号、きたうえ号、ふれあい号、花のまち号、みはらし号、山田・小沢線、玉沢線、伊豆箱根バス、東海バス、富士急シティバス
鉄道 伊豆箱根鉄道駿豆線

タクシー(75歳以上のみ) 三島合同タクシー、富士急静岡タクシー、伊豆箱根交通、ベルタクシー、平和タクシー、風タクシー、(個人)三嶋タクシー、(個人)長谷川タクシー、介護タクシー(NPO法人ひとみ、ふじの紀)

注▶助成券の色は70歳～74歳の人はアイボリー色、75歳以上の人は濃いクリーム色▶令和6年度の助成券は4月1日以降使用不可▶1回の利用枚数制限あり▶換金不可▶本人以外の利用、他人への譲渡不可▶駿豆線に無人駅から乗車し、有人駅で下車する場合の利用方法が変更(詳細は駅構内掲示・インターホン案内で確認)

問長寿政策課高齢者福祉政策室 ☎983・2609

募集

子育ての応援を始めませんか

ファミリー・サポート・センター「まかせて会員」募集

できる事を できる時に できる人が

ファミリー・サポート・センター「まかせて会員」を募集します。子育てを助け合う有償ボランティア活動です。

※参加には講習会の受講が必要です。

内▶保護者に代わって保育園、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、習い事などの送迎

▶出産前後の上の子の育児サポート

▶保護者が外出する際の、子ども預かりサポートなど

※活動中は保険が適用

次の要件を満たす人

①市内在住

②子育てを支援したい

③子どもが好き

会費・年会費 無料



情報

「ウェルビーイング」を高めよう
ボランティア登録制度

ボランティアを行いたい人と求める団体とを繋げる登録制度「はぴボラみしま」をご活用ください。

対①行いたい人：市内在住・在勤・在学または、市内でのボランティア活動を行う意思のある人

※18歳未満は保護者の同意が必要

②求める団体：市内で活動する団体で、次の活動を行わない団体

▶主に営利、政治、宗教を目的とする活動

▶その他市が不適当と判断する活動

周知方法 ボランティア情報などをホームページやSNSに掲載するほか、登録者にメールで連絡します。

登録方法 ①、②とも電子申請または直接、市民活動センター

注▶健幸マイレージのポイント対象

▶KENPOSポイント付与対象の活動も登録予定

問きずなづくり推進室☎983・2708

電子申請などの
詳細はこちら



令和7年度第1回まかせて会員養成講習会日程

回	日	開催時間	講習内容
1	5月29日(休)	午前9時30分～正午	ファミサポ説明会
2		午後1時～3時	子どもの世話と遊び
3	5月30日(金)	午前10時～正午	子どもの栄養と食生活
4		午後1時～3時	保育の心
5	6月2日(月)	午前10時～正午	子どもの心理
6		午後1時～3時	子どもの病気と看護
7	6月3日(火)	午前9時30分～午後0時30分	普通救命講習Ⅲ
8		午後1時30分～3時30分	子どもの安全と事故
9	6月5日(休)	午前9時30分～11時30分	発達と障がいについて

※講習会(全9回)を修了後、サポート活動ができます。

受講できない回は、3年以内に受講してください。

場市民活動センター会議室(本町タワー4階)

注託児が必要な人は、早めにお申込みください。

申・問5月15日(休)までに

ファミリー・サポート・センター事務局

(本町子育て支援センター内) ☎983・2835

情報

今号から「4月号」と表記

広報みしまの表記変更について

広報みしまは、令和6年4月から月に1回(1日号のみ)の発行としています。今号からは、「1日号」という発行号の表記を廃止し、「4月号」として発行しますのでお知らせします。

※発行日はこれまでと同様に、月末最終日の平日です。

例) 4月号は3月31日の発行

問広報広聴課☎983・2620

令和7年度広報みしま発行日

広報みしま	発行日
令和7年5月号	令和7年4月30日(水)
6月号	5月30日(金)
7月号	6月30日(月)
8月号	7月31日(木)
9月号	8月29日(金)
10月号	9月30日(火)
11月号	10月31日(金)
12月号	11月28日(金)
令和8年1月号	12月15日(月)
2月号	令和8年1月30日(金)
3月号	2月27日(金)